

「悲しみを乗り越えて」
～犯罪被害者の現状と必要な支援～

犯罪被害者支援
ボランティア活動推進講演会

平成21年10月27日
全国犯罪被害者の会(あすの会)
副代表幹事 松村恒夫

全国犯罪被害者の会

1

文京区幼女殺害事件

- 発生日 1999年11月22日
- 場所 東京都文京区音羽護国寺内
- 被害者 春奈 (講演者の孫)2歳8ヶ月
- 加害者 山田みつ子 (主婦・知人)
- 罪名 殺人及び死体遺棄
- 刑事罰 懲役15年
- 民事賠償 6100万円(2000/4100)
- 問題点 被害者の母親像の報道

公開捜査から通夜・葬儀

- メディアスクラム
取材陣の殺到ー自宅 幼稚園
捜索にマスコミの力を借りる
フラッシュの嵐ー警察署出入りの車
マスコミ・寺・葬儀社・遺族での取材協定
- 通夜・葬儀は厳かに行われた
遺族の写真

犯人逮捕・裁判

- お受験報道
- 心のぶつかり合い
- 世間の偏見に基いた報道
- 被害者の母親の虚像
- 加害者の応援団の形成
- 専門家・識者のコメント
- 知人によるマスコミへの抗議

被害者遺族の心情

- マスコミ不信から接触の拒否
- 全国からのひどい手紙
- 人間不信と恐怖心
- 募る春奈への思い
- 困難な被害回復

名誉棄損訴訟

- TVの番組保存期間は3ヶ月
- 雑誌社4社5誌を提訴 すべて勝訴
- 3社4誌と和解
新聞広告に謝罪文掲載の告知
誌上に謝罪・訂正文の掲載
- 週刊文春一中吊り広告と謝罪文のスペース

犯罪被害者になるとは

- 世間の偏見に晒される
- マスコミの集中取材の対象になる
- プライバシーの喪失
- 自責の念に駆られる(落ち込む)
- 突然の経済的な負担
- 生活苦に直面
- 人間不信に陥る
- 哀れみの対象とされる
- 家族崩壊の危機にたたされる
- 仇を国にとってもらいたいと思う
- 警察・検察に協力するが、司法不信になる

全国犯罪被害者の会

7

犯罪被害者の報道被害

1. マスコミによる集中取材
— 四六時中の監視、買い物できず、実家まで
2. 誤報道
— 限られた情報源、未確認情報の発信、世間の偏見シナリオ、やりっぱなし
3. 許可なしの情報発信
— 死体、葬儀、被害者の写真
4. 報道してくれない
5. 一生背負う報道痕

全国犯罪被害者の会

8

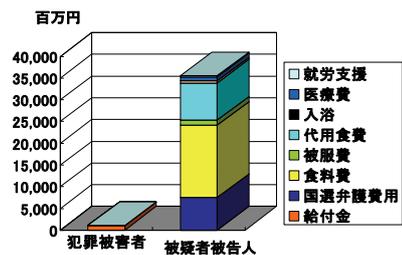
犯罪被害者の司法参加

- 加害者を処罰するのは社会秩序を乱したからであって、被害者のためにしているのではない
(最高裁判決 平成2年)
 - 被害者は何故刑事司法に協力するのか
 - 1) 加害者と犯罪事実の詳細を知る
 - 2) 被害者の名誉を守る
 - 3) 加害者に対して適正な刑罰が下される
- 被害者は「証拠品」にすぎない事を実感し、失望

全国犯罪被害者の会

9

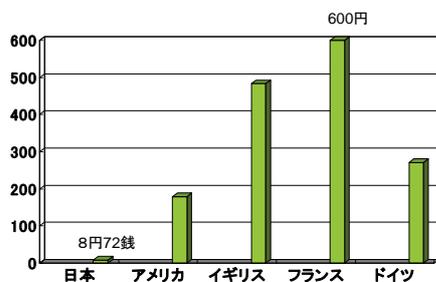
犯罪被害者と加害者への国費



全国犯罪被害者の会

10

国民一人当たりの給付金負担額



全国犯罪被害者の会

11

全国犯罪被害者の会(あすの会)

- 2000年1月23日 発会
 - 目的
 - 犯罪被害者の権利確立
 - 司法制度への参加
 - 附帯私訴制度の創設
 - 被害回復制度の創設
 - 被害者及び近親者に対する支援
 - 被害者問題に対する啓発活動
 - フォーラム等浄財による運営
- 岡村代表を初め全国で被害者の悲惨な状態を訴える

全国犯罪被害者の会

12

全国犯罪被害者の会(あすの会)の歩み と関係法律

02年9月 第一次ヨーロッパ調査団派遣
03年2月 街頭署名開始～2004年2月 50箇所
04年6月野沢法務大臣に署名提出 557,215名
9月 第2次ヨーロッパ調査団派遣 補償
12月1日 犯罪被害者等基本法 成立
05年12月27日 犯罪被害者等基本計画 閣議決定
07年6月20日 改正刑事訴訟法 成立
08年4月16日 被害者国選弁護士制度成立
7月1日 犯罪被害者支援法 施行
12月1日 被害者参加・損害賠償命令制度施行

全国犯罪被害者の会

13

犯罪被害者等基本法

- 目的(犯罪被害者等の権利利益を保護)
- 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念
- 国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項
- 対象(犯罪被害者等)
- 基本理念
犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、
その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利
を有する

全国犯罪被害者の会

14

犯罪被害者等基本計画(1)

- 内閣官房長官を長とする犯罪被害者等施策
推進会議の下で策定された
- 基本方針
 1. 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障
 2. 個々の事情に応じて適切に行われること
 3. 途切れることなく行われること
 4. 国民の総意を形成しながら展開されること

全国犯罪被害者の会

15

犯罪被害者等基本計画(2)

- 5つの重点課題 (258施策)
 1. 損害回復・経済的支援等への取り組み(42施策)
 2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取り組み
(69施策)
 3. 刑事手続きへの関与拡充への取り組み(43施策)
 4. 支援等のための体制整備への取り組み(75施策)
 5. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組
(29施策)

全国犯罪被害者の会

16

過去9年における 犯罪被害者の環境変化

- 傍聴席から法廷内の検事横の席に座る
- 加害者への質問が出来る
- 国選の弁護人を付けられる
- 量刑についても意見が言える
- 公判記録の閲覧・謄写の機会の拡大
- 損害賠償命令制度の創設
- 加害者情報提供の拡充
- 少年審判の傍聴が出来る
- 犯罪被害者等給付金制度の拡充

全国犯罪被害者の会

17

今後充実してほしい施策

- 加害者情報の提供
- PTSD等の治療専門家の養成
- 民事賠償請求への援助
- 給付制度の充実
- 日常家事や同居家族の世話、病院等への付き添い
- 社会保障・福祉制度の充実
- 支援や制度に関する情報提供

全国犯罪被害者の会

18

被害回復に有効な項目

- 加害者の適正な処罰
- 加害者の被害弁償
- 加害者や事件についての情報
- 公的機関による経済的支援
- カウンセリング
- 同じような被害体験者同士の話し合い活動
- 民間・公的機関の支援
- 犯罪被害者に対する地域の人々の理解・協力
- 事件についての相談相手の存在

全国犯罪被害者の会

19

犯罪被害者等と社会

- 犯罪被害者等は社会の例外的な存在であって、自分達とは関係ない存在でしょうか？
- 犯罪被害者等は、特別に公的に守られ、尊重され加害者からの弁償に加えて十分な支援を受ける事で容易に被害から回復できているでしょうか？
- 犯罪被害者等に関わる諸問題は、国民一人ひとりが自らの問題として考えられているでしょうか
- 犯罪被害者等の居場所は、地域社会の中にあるのであって、そこで暮らし続けられるように支えられることで、事件前に近い平穏な生活に戻る

全国犯罪被害者の会

20